

現代クウェートにおける社会変容と民主化 ——イスラーム・部族・女性問題を論点として——

平松 亜衣子*

はじめに

クウェートは、湾岸産油国(いわゆるGCC諸国)を構成する国のひとつである。小国でありながら、豊富な石油をはじめとする天然資源を有し、国際経済の中でも重要な存在となっている。それと同時に、イラン・イラク・サウディアラビアという3つの地域大国に囲まれ、1990年のイラクによるクウェート占領、および1991年の湾岸戦争にみられるように、しばしば地域的・国際的な政治変動に影響されてきた。

その一方で、クウェートは湾岸地域の中でも民主化の先進国とされており、この地域の民主化、ひいてはアラブ・イスラーム諸国における民主化の問題を考えるうえでも、重要な事例となっている。とくに、2003年のイラク戦争後に、アメリカが湾岸地域の民主化を推進する政策をとったため、クウェートの民主化は一国の問題にとどまらず、地域全体、さらには国際社会における政治的争点のひとつとなっている。

湾岸産油国の民主化が論じられるとき、これらの政治体制がいずれも君主制をとっており、保守的で非民主的であると批判されることが多い。ところが実際には、クウェートは1961年の独立以来立法権のある議会を有している。また、21歳以上の成人男子に選挙権が与えられ、最近では女性参政権も認められるなど、議会政治の発達した国である¹⁾。しかしそのクウェートでさえ、社会に内在するイスラームや部族が民主化を阻害していると指摘され、首長が世襲制であることや政党が認められていないことによって、民主主義は不完全であると評価されてきた。

しかし、このように西洋型の民主主義との比較から民主化の度合を論じることには問題がある。それは、クウェート社会の主要な特徴であるイスラームや部族的な社会関係が、単に民主化にプラスであるかマイナスであるかという、外在的な観点から捉えられてしまうという危険性を孕んでいるからである。本稿は、クウェート社会の固有性に着目する地域研究の立場から、民主化、イスラーム、部族、女性問題など、民主化をめぐる議論の中でしばしば論点となる諸問題に対して、どのようなアプローチと考察が可能であるかを検討しようとするものである。

1. クウェートにおける政治・社会変遷の概観

はじめに、クウェートにおける民主化の歴史を、近代国家の成立に伴う社会の変遷を軸に概観しておきたい。クウェートは1961年の独立以来、21歳以上の国民男子に選挙権が与えられ、部分的とはいえ立法権を持った国民議会(Majlis al-Umma)が設置されるなど、湾岸諸国の中でも早い時期から議会制度が発達してきた国である。同国の議会政治の起源は、イギリスの保護領であった

* 京都大学大学院アジア・アフリカ地域研究研究科

1) 1960年代、GCC諸国のなかで議会を有していたのはクウェートのみであった。1970年代以降、独立を達成した他のGCC諸国のいくつかの国では諮問議会が設置された。しかし、普通選挙によって議員を選出し、かつ立法権を有した議会は、バハレーンを除いて近年までクウェートの国民議会のみであった(バハレーンの議会は1973年に設置されたものの、2年後の1975年には停止され、2002年まで再開されなかった)[日本国際問題研究所2005]。

20世紀初頭にまで辿ることができる。

1921年、イギリス保護下にある統治者サバーフ家に対して、商人たちが議会設置運動を展開し、同年、立法権を持たない諮問議会が設置された。この諮問議会は、クウェートにおける議会政治の萌芽ともいえるべきものであった。この議会は短命に終わったものの、1937年には再び商人による議会設置運動が起きた。その結果1938年に設置された議会は、きわめて強い権限を有し、立法・行政を掌握したのみならず、司法の一部をもコントロール下においてしまった〔保坂1998: 55〕²⁾。また、商人階層による投票を通じて議員が選出されるなど、その内実は画期的であった。さらに、議会側は首長家の経済的基盤をも脅かそうとしたため、同年のうちに首長によって解散させられてしまった³⁾。

当時のクウェート社会をみると、サバーフ家が統治者として君臨する一方、商人たちが強い力を有していた。クウェートに住む人々は主に真珠産業や造船業に従事しており、商人階層が彼らの主たる雇用者であった〔Ebraheem 1975: 122〕。商人階層はいくつかの有力一族によって構成され、強い経済的・社会的・政治的力を有していたため、サバーフ家は商人からの支持や税収を得ずには、体制を維持することができなかつたのである。商人たちが居住していた沿岸部に対して、内陸の砂漠地帯には遊牧部族民の社会が広がっていた。遊牧民と沿岸部の定住民の間には、交易による接触があったものの、遊牧民は沿岸部の社会とは別に、部族的な慣行に従った自律的な社会を形成していた。

1930年代後半以降、クウェートの政治状況は大きく変化した。1938年の議会運動とその崩壊は、統治機構の制度化を促した〔Crystal 1990: 56-61〕⁴⁾。軍事・司法・行政に関わる政府機関が整備され、次第に強力な近代国家が建設されていった。議会運動の終焉と統治機構の発達は、政治舞台における商人の没落と首長家の役割・権限の強化を生み出したといえよう。時を同じくして、1938年にクウェートで最初の油田が発見され、1946年から輸出が開始された。その後、石油収入の急増に支えられ、国家の肥大化と政府の権限強化はさらに加速していく。そして、1961年には、イギリスの保護領から主権を有する国家として独立を達成した。翌年には憲法が發布され、立法権を有する国民議会の設置と、21歳以上の国民男子による普通選挙権が確立された。

このような政治的变化と並行して、社会にも変化が起きていた。すなわち、国家の役割の拡大と商人の社会的影響力の低下、さらに、遊牧部族社会の近代国家への編入である。政府のもとには膨大な石油収入が流入し、その結果、政府は商人からの納税に頼ることなく財源を維持できるようになった。それに加え、商人の経済基盤にも変化があった。1920年代まで主要産業であった真珠・造船業は衰え、代わりにクウェート経済の主軸となった石油産業で、政府が主導権を握り、商人は富の還流を受ける側となったのである。さらに、国家機構が肥大化し、公共部門の雇用が拡大したことによって、以前は商人によって雇われていた都市住民の大半は、政府部門の職員となった。これにより、商人層が有していた首長への政治的・経済的・社会的影響力は、低下せざるを得なかつた。他方で、遊牧部族民の社会にも大きな変化がみられた。政治・経済の近代化を進める政府によって、

2) これらの権限は、1938年7月に議会が制定した5条からなる基本法に規定されている。〔保坂1998: 55〕は、「もちろん首長は最初は受諾を拒否したが、議会側が団結して抗議したため、受け入れざるをえなかつたといわれている」と指摘している。

3) その直後、首長は新たな議会のための選挙を行ったが、選ばれた20人のうち、12人は前回と同じメンバーであった。この議会も前議会と同様に首長と対立し、翌39年3月には解散させられた〔保坂1998: 55-56〕。

4) 商人による1938年の政治運動の一環として、市評議会と教育評議会が設置された。さらに、議会の解散後におきた首長と議会の対立は、首長による武力の動員を招いた（商人が投降したため流血の事態は回避された）。この事件をきっかけとして、首長は国内治安維持の必要性を認識し、軍隊・国内治安維持組織の分離と制度化が進行した〔Crystal 1990: 58-60〕。

遊牧部族民の定住化が進行したのである。さらに、彼らはクウェートの独立に伴って、市民権を有する「クウェート国民」となった。政府は新たに誕生した国民に対して、教育や医療、住宅、職などの公共サービスを提供し、以前は社会によって担われていた領域に、影響力を行使するようになったのである。このような政治・社会的変化によって、非民主的で強力な福祉国家と、国家による富の分配に依存し体制を支持する国民というイメージが生み出されたといえよう。

つぎに、独立以降の議会政治の動向に目を向けてみよう。1963年から開始された国民議会は、立法権を持った一院制の議会である。4年に1度選挙が行われ、それによって50人の議員が選出された。保坂は国民議会について、「独立以来、一度たりとて政府や王族の道具となりはてたことはなかったし、政府や王族にとっては、つねに牙をもつ恐るべき存在だった」と評価している〔保坂2005: 92〕。しかし議会と政府の厳しい対立は、これまで2度、首長の権限による議会の解散・停止を招いている。1度目の議会停止は1976年から81年まで続いた。解散の原因は必ずしも明らかではないが、議会と政府の対立、近隣アラブ諸国における政治不安の波及を政府が恐れていたことなどが指摘されている〔Crystal 1990: 91-93〕。2度目は、投資政策をめぐる議会在首長家の責任を追及し、政治的緊張が高まったことが主な要因と考えられる〔Crystal 1990: 105-106〕。議会は1986年に解散され、90年までその状態が続いた。

2度目の議会停止期の末期にあたる1989～90年、クウェート国内では、市民による議会再開運動が高まりを見せていた⁵⁾。政府は1990年、妥協案として立法権を持たない諮問議会を開いたが、国民議会再開を求める人々はこれに満足せず、抵抗運動を続けた⁶⁾。イラクによるクウェート侵攻と占領、それに続く湾岸戦争という一連の事件が起きたのは、まさにこのような時期であった。首長は国民の支持を得るために、国民議会の再開を約束せざるをえなかった。1991年、多国籍軍の介入を経て、クウェートはイラクの占領から解放された。翌年には国民議会が再開され、それ以来今日に至るまで、議会は停止されることなく機能し続けている。

2. クウェートの民主化をめぐる議論

つづいて、クウェートの民主化をめぐる、これまでに展開されてきた議論・評価を概観したい。

研究動向をみる前に、民主化の指標としてしばしば引用される、フリーダムハウスの評価を見てみよう。2007年に公表された評価によると、クウェートの政治体制は、「自由」「部分的に自由」「自由でない」という3段階評価のうちの「部分的に自由」にあたりと結論づけられている。

部分的に自由と判断された理由として、首長が世襲制であることや、政党が認められていないことなどが挙げられている。評価方法は、「政治的権利」と「市民の自由」という評価基準を採用し、それぞれ最も「自由」であるものを1とした7段階評価を試みる。それによると、クウェートは「政治的権利」が4、「市民の自由」が4という結果であった。この2つの結果を総合し、「自由」「部

5) 1989年12月11日、85年議会の議員であったミシャリー・アンジャリー (Mishārī al-Anjarī) の自宅で行われた集会を、政府は警察を動員して妨害した。それに対して多くの市民が首長に抗議したという〔Tétreault 2000: 70-71〕。その後、首長家の一員であり外相でもあるサーリム・サバーフが、何人かの集会参加者を招いて謝罪している。その後、議会再開を求めるいくつかの集会が妨害されることなく開かれたが、1990年1月8日、85年議会の議員であるアマド・シャリーアーン (Amad al-Sharī'ān) が自宅で開催した集会に対し、政府は再び警察を動員して集会を妨害した。シャリーアーンを自宅に監禁して家の周囲を取り囲んだ。その2日後、彼は逮捕されたが、それに抗議する人々が囲み、数日後には釈放されている。最も大きな弾圧があったのは、同年1月22日におこなわれた集会であり、軍隊は参加者に向けて催涙ガスを使用し、6人の逮捕者と仏の新聞社、ル・モンドの記者が国外退去となった〔Tétreault 2000: 69-72〕。

6) 90年議会に反対する人々は集会を開いて抗議したのに対し、政府は彼らのうちの有力な議員を次々と逮捕した。政府の行動はエリート層の反発を招いた。同年5月20日、クウェート商工会議所の代表であるアブドゥル・サグルは、90年議会に反対する宣言文(85年議会の議員、商人、専門家を中心に約200名が署名)を発表した〔Tétreault 2000: 73〕。

分的に自由」「自由でない」という3段階評価が与えられている。この評価は、各国の制度における多様性をそのまま優劣関係へと結びつける恐れがあり、そこには欧米的なバイアスがかかっていることは今さら述べるまでもない。しかし、西洋的な議会制度を理想とする基準から計測しても、クウェートの民主化がそれなりに高い評価がなされていることがわかる⁷⁾。

つぎに、クウェート政治をめぐる学術的な議論を整理すると、おおむね5つに分類できる。すなわち、レンティア国家論、政治文化論に立脚した議論、外的要因を重視する議論(インパクト・レスポンス論)、中東君主国家論、そして、議会制度研究である。ここでは、それらの論旨と問題点を提示したい。

1番目に、レンティア国家論を援用してクウェート政治を分析した研究として、[Crystal 1990; Ismael 1993; al-Dekhayel 2000]などがあげられる。クウェートは1946年から始まった石油の輸出によって、政府のもとに豊富な石油収入(レント収入)が流れ込むこととなった⁸⁾。この収入によって、政府は国民から徴税することなく、教育や医療、電気といった公共財・サービスを無料で提供することが可能となった。レンティア国家では、石油収入の運用によって、政府は国民に福祉政策という恩恵を与えることができる。また国民は、納税の義務がないことと引き換えに専制的な体制を承認しているという。レンティア国家論における議論は、「課税なくして代表なし」という言葉に集約できるといえる [Beblawi 1987: 89]。しかし、このような議論には次の2つの問題点がある。第1に、レンティア国家では下からの民主化要求は起きないという見解である。しかし、実際にはイラクによる侵攻の直前にあたる1989～90年、クウェート国内において国民による民主化運動が展開されていた。第2の問題点は、その分析視点にある。ポリティカル・エコノミーに立脚し、レント収入の運用に注目して政治を分析する方法は非常に興味深いものであるが、国民やクウェート社会の内実が軽視されてしまうという問題がある。つまり、クウェートの政治を規定しているのは石油とその富を分配する国家であって、社会や国民は重要な政治主体とすら認められていない点が問題である⁹⁾。レンティア国家論は、1980年代後半に登場して以来大きな注目を集めた。しかし1990年代に入ると、いわゆるレンティア国家において様々な民主化への動きがみられるようになった¹⁰⁾。このような背景によって、湾岸産油国の政治に対する関心は、「なぜ下からの民主化が起きないのか」から、「なぜ上からの民主化が起きたのか」といったものへと移行する傾向をみせたといえよう¹¹⁾。

2番目に、政治文化論に立脚した議論 [Kedourie 1994; Lewis 1993; Sharabi 1998] をみてみよう。

-
- 7) 中東諸国の中では、イスラエル、トルコに続いて高い評価がなされている。
- 8) 輸出が開始された1946年の石油収入は76万ドルであったが、1963年には5億ドルにまで増大した [保坂1998: 65]。
- 9) この点についてはクリスタル自身も、市民社会の影響力を軽視していたと振り返っている [Crystal 1996: 259-260]。またここで取上げたもの以外にも、以下のように多方面からの反論が提示されている。理論的精度への批判としては、レント収入は、誰に富を分配するのかをめぐって、逆に国内の不満を生み出す要因ともなる [Okruhlik 1999: 301]、レント収入の減少などによる経済危機以外の要因による政治変動を説明できない [Brynen, et. al. 1995: 4]、納税義務のない国民も政府の政策に意義を唱える十分な理由がある [Herb 1999: 259]、などがある。また、レンティア国家論は作爲的にこれらの国家のネガティブなイメージを作り出しているといった、パースペクティブそのものへの批判もなされている [松尾 2004: 19-20, 29; Tétreault 2000: 50-53]。
- 10) サウディアラビアでは、1992年に国家基本法が制定され、翌年には諮問評議会が開かれた。バハレーンでは、1975年以降議会在停止されていたが、1992年には諮問評議会が開かれ、2002年には立法権をもった議会在設置された。カタールでは、1999年には地方諮問評議会のための選挙が行われ、2003年には、新憲法のもと、立法権を有した議会在設置された。UAEでも、2006年には連邦議会在のための選挙が行われた。90年代以降における民主化をどのように説明するかについては、見解が分かれる。たとえば、レンティア国家論では近年の民主化を説明できないという指摘がある [松尾 2004: 28]。一方、レンティア国家論の立場からは、これらの民主化は下から起きたものではないという反論も可能であろう。
- 11) 以下で論じる「インパクト・レスポンス論」、君主国家論は、このような問題意識に基づく議論に位置付けられる。

政治文化論の議論では、イスラームや権威主義、部族主義などを挙げ、それらの現地に固有な文化・構造が民主化を阻害していると主張する。この議論は、世界的に拡大する民主化の流れにアラブ諸国は参加していないという、民主化におけるアラブ・イスラーム世界の例外論を展開した。これに対し [Salamé 1994; Bromly 1994] は、これらの議論は、普遍的原則としての民主主義を擁護する人々が作り出した現代版オリエンタリズムに過ぎないと反論している。政治文化論の問題点は、第1に現地の「政治文化」を静態的に捉えている点、第2にイスラームや部族を本質的に民主主義と矛盾するものと捉えている点である。ある特定の文化が民主化と相容れないという考え方は、文化に対しても民主化に対しても、固定的で静態的な見方であるといえよう。このような観点からは、政治や社会の変容、変動を捕捉することはできない。

3番目は、外的要因を重視して内的変化を説明する研究、いわゆるインパクト・レスポンス論である。典型的なものとして、クウェートの民主化における湾岸戦争の役割を重視する研究 [Hudson 1991; Aarts 1992] が挙げられよう。これらは、1990年のイラクによる侵攻とそれに続く占領、解放という一連の事件が、クウェートの民主化を促進させた主張する。確かに、湾岸戦争が民主化の進展に与えた影響は大きかったであろう。しかし、これまで概観してきたとおり、クウェートは比較的長い民主化の歴史を持った国である。また、第1節で触れたように、1980年代後半からイラクによるクウェート侵攻が始まる1990年にかけて、市民による活発な議会再開要求があったことを忘れてはならない。外的要因を強調しすぎることは、クウェート内部における民主化の促進要因を軽視することにつながる恐れがある¹²⁾。

4番目に、中東君主国家論の立場からクウェート政治を分析したものがある [Herb 1999]。この議論の要点は以下の2点である。第1に、現代世界において存続し続ける中東君主国家の生命力と柔軟性 (resilience) を明らかにすること、第2に、これらの国家における民主化の可能性を論じることである。ハルブは中東の君主制諸国家を、存続している体制と崩壊した体制に分類し、前者がいかに体制の維持に成功したのかを論じる。クウェートは前者のカテゴリーに分類され、成功の要因として、統治者が君主個人ではなく一族として権力を保持する制度を確立したと述べている¹³⁾。これらの国々の民主化については、革命による民主化よりも、ヨーロッパの君主国が経験したような、絶対王制から立憲君主制への緩やかで安定的な移行の可能性を指摘する。ハルブは、これらの国家が制限付きの民主化を取入れていることを指摘し、体制の維持に努める君主国においては、このような緩やかな民主化が許容されうると論じる。この議論は、中東君主国の柔軟性について説得力のある理論を提供する一方、民主化については次のような指摘も可能である。すなわち、ハルブの議論の主眼は政治制度にあるため、首長家以外の政治的主体への関心が薄い。そこでは、政治的主体としての国民や社会は、ほとんど論じられていないといえよう。この点において、君主国家論はレンティア国家論と共通する問題点がある。この点を補うためには、政治制度に目を配りつつも社会の動態を分析する視点が必要である。

5番目に、議会制度に注目した議論が挙げられる [Herb 2004; Nonneman 2006]。これらの議論においては、クウェートの議会制は他の湾岸アラブ諸国と比べて発展しているとされる一方、政党が認められていない、首相の任命権が議会ではなく首長にある、国家の最高指導者 (首長) の地位が

12) [Tétreault 2000] は、湾岸戦争はクウェートの民主化におけるサイドショーに過ぎず、クウェート社会に内在する民主化への胎動に注目すべきだとしている。また [小杉 2005] は、民主化への圧力は外圧だけではなく、国内からの民主化も強まってきていると指摘している。

13) より具体的には、首長家が国家権力の重要ポストを独占するシステムを構築したこと、首長家内部における権力の分散がなされていることを指摘する [Herb 1999]。

世襲である、女性に参政権が認められないなど、クウェート議会制度の欠点を指摘する。そして、結果的にはクウェートにおける議会制度は不完全であるとの結論を導きだしている。これらは、西洋型モデルへの単線的な発展論を自明の前提としている。しかし、クウェートに固有な政治・社会を分析するためには、クウェートにおける議会制度がどの程度西洋型モデルに近いかではなく、現在の議会システムを通じてクウェートの政治・社会がどのように運営されているのか、その内実を考察すべきである。

以上、5つの類型に基づいて、クウェート政治に関する研究を概観してきた。これらの議論に対して、クウェート社会のダイナミクスに注目した議論を提示したのが [Tétreault 2000] である。同書は、クウェート政治研究において新しい重要な視点を包含している。テトローの議論は、先行研究における民主化不在論を批判し、社会そのものに焦点を当てた点で重要な意義をもつ。さらに、彼女の議論に内在する問題点が、クウェート政治を考察するうえで、より根本的な課題を提示しているように思われるのである。

テトローの議論の要点は以下の2点にまとめることができる。第1に、アーレントの「現れの空間」の概念¹⁴⁾ からヒントを得た「政治空間」の概念を採用することによって、議会という公式な政治空間だけでなく、個人の家やモスクを政治活動の場として分析対象とした。これによって、国民議会が停止されていた1976～81年、1986～92年の間、家やモスクという「政治空間」において、政治参加を求める国民の抵抗が展開されてきたと論じる。この見解は、下からの民主化要求は起きないとの前提に立つレンティア国家論的な国民像とは大きく異なり、「積極的に政治参加を要求する国民」という、新たなクウェート国民像を提示することに成功している。

第2に、ギデンズの「再帰性」の概念¹⁵⁾ を取り入れることによって、政治文化論に見られるクウェート社会・文化への静態的な見方を批判した点である。テトローは、近代化やグローバリゼーションは現地の歴史や文化に拘束され、独自の形態をとって現れるという見方をとって、新たな文化や環境に触れた社会は、「再帰性」によって自らを変容させてゆくと主張する。すなわち、クウェートの社会が経済発展や湾岸戦争などの経験を通じ、徐々に変容してきたという見解を示しているのである。クウェートの社会や政治を動的に捉えようとする試みは、これらを静態的に捉える政治文化論への反論として重要な意義を持っている。

このように、テトローの議論は興味深い意義を持っているにもかかわらず、根本的な問題点も抱えている。すなわち、テトローは「再帰性」によってクウェート社会が変容していると論じる一方、肝心のクウェートにおける「近代」とは何かを提示しない。同書は、女性の参政権や部族の予備選挙¹⁶⁾ といった「解決されるべき課題」に触れ、民主主義を阻んでいる要因として、イスラームと部族主義を意識していることは明らかである。そこには、社会の変容と共に両者の影響力が低下し、西洋近代と同様の状況が訪れるという見通しが根底にあると思われる。やはり、イスラームや部族主義が、民主主義と矛盾するものと捉えられているのである。

14) 人々が互いに他者の存在を認知し合い、行為や発話を通じて共に行為することによって立ち現れる空間。「現れの空間」は以下4つの特性によって定義される。(1) ある個人が他者とは異なる存在であること、つまり主体の多元性、(2) 他者と共に何らかの行為をするために、互いに行為し、話し、説得し、参集するような主体性、(3) 新しい発想や物事に対する見方を生み出す創造性、(4) 人々が行為や発話を通じてその存在を表現するような場の存在、の4点である [Arendt 1959]。

15) 再帰性 (reflexivity) は、人々に自己の行為に対する自省を促す。これは近代だけに特有のものではないが、近代に必須の基礎であるとギデンズはいう。近代的な再帰性のもとでは、伝統は、新しく得られた知識に照らし合わせて適合可能なもののみ存続しうる [ギデンズ 1993: 53-63]。

16) 一族の代表を確実に当選させるために、予め非公式に選挙を行い、一族から出馬する候補者を一人にしぼるといふもの。

テトローのように、クウェートの社会と政治を動的に捉える斬新な視点が提示されている場合にさえ、クウェート社会に固有なイスラームや部族が、民主化や市民の政治参加を阻害する要因であるか、あるいは民主化とは関係性のない要素として放置される結果となっていることは、方法論的に問題であろう。また、女性に参政権が与えられないことについても、イスラームや部族的な慣行が原因とみなされていたことを指摘しておかなければならない。すなわち、イスラームや部族の慣行が存続し、女性の参政権がないことが、クウェート社会そのものに対するネガティブな評価へつながっていると考えられるのである。しかし、イスラームや部族が存続する限り、クウェートの民主化は達成されないのだろうか。また、それが達成されない限り、クウェート社会は否定的に捉えられるべきなのであろうか。このような方法論的な問題を克服するために、以下では、イスラーム市民社会論の視点から、クウェート政治について考えたい。

3. イスラーム市民社会論の適用にむけて

イスラーム市民社会論とは、伝統的なイスラーム社会が現代において政治・経済・社会的変容を経験するなかで、近代国家に対抗する自立的／自律的な社会がイスラーム的価値観に立脚して成立しようという考え方である。イスラーム市民社会論は、以下のような点において近代西洋における市民社会論とは大きく異なる。すなわち近代西洋における市民社会が、自律的な個人による自由なアソシエーションによって構成されるのに対して、イスラーム市民社会は、イスラーム法が保障する自律的な社会や諸制度から構成される [小杉 2006: 530]。ここでは、国家と社会の関係が、西洋型の市民社会論とは大きく異なる。

イスラーム法は国家の制定法ではなく、イスラーム的な統治理念に従えば、国家とその制定法よりも優れた存在である。ここでは、国家の制定法はイスラーム法の枠を越えてはならない。またイスラーム法は、信徒の生活において近代的な国家が関与する領域をはるかに超えて適用されるものである。たとえば、日々の礼拝や服装などのあらゆる日常行為はイスラーム法の範囲内にある。それゆえ、イスラーム社会における諸制度や規範は、イスラーム法によって規定・保障されるといえる。そのような諸制度や社会秩序が、国家に対して自律的な市民社会を形成するのである。イスラーム市民社会論は、以上のような国家－社会関係の捉え方において、西洋的な市民社会論とは全く異なっている。

[小杉 2006] はイスラーム市民社会論の視点から、次のようにイスラーム復興運動を分析する。近代以前において、イスラーム社会は政府に対して自律性を有していた。ところが、植民地化や西洋化の過程において、自律的なイスラーム社会の諸制度は解体されていった。しかし、近代国家が福祉政策から手を引き始めた 1970 年代以降、イスラーム復興現象が広がりを見せ始める。これらの運動は、以前には存在しなかった市民社会を新たに構築しようとする試みではなく、近代以前に存在したイスラーム的な市民社会を再構築しようとする動きとして捉えられるのである。

では、イスラーム市民社会論の視点からクウェートの社会をみるとどうなるであろうか。クウェートはまさに、イスラーム法が生活の様々な場面に浸透した社会である。第 1 節で概観したように、クウェート社会は石油時代の到来によって大きく変容した。肥大化した国家は、従来社会によって担われてきた生活領域の諸側面に影響力を及ぼす存在となった。しかし、それによってイスラーム市民社会は消滅あるいは弱体化したのではなく、再編成されたと見るべきである。

現在クウェートではさまざまな政治組織が活動している。これらの組織は、必ずしも政治活動のみに特化した集団ではなく、社会活動や地縁・血縁関係を基盤としている。これはまさに、近代以

降)に再編成された市民社会を構成する主体なのである。従来、こうした社会組織は「擬似政党」として説明されてきた。それは、政党が禁止されているクウェートにおいて、実質的に政党の機能を果たしてきたからである。政党が法的に合法化されれば、これらの組織が政党へ転じるのではないかとの観測もしばしばなされてきた [Tétreault 2000: 115]。しかし、市民社会の発展や市民の政治参加を問題とするならば、こうした組織を「擬似政党」としての機能からのみ見ることは妥当ではない。なぜならこれらの組織は、政治的領域を超えて市民生活により幅広く関与し、そこで様々な社会的機能を果たしているからである。

現在クウェートにおいて影響力を持っている政治組織を概観すると、次の3つに分類できる。すなわち、商人層を基盤とする勢力、イスラーム主義勢力、そして、いわゆる部族勢力である¹⁷⁾。

はじめに、商人層を基盤とする勢力をみてみよう。民主フォーラム (al-Minbar al-Dīmuqrāṭī) は、アラブ・ナショナリズムや共産主義の影響を強く受けた政治組織である。その前身は1950年代から存在し、1960～70年代には議会の中で大きな力を有していた。しかし、アラブ世界におけるナショナリズムの退潮と呼応して、1980年代以降は衰退傾向にある。国民リベラル連合 (al-Tajammu' al-Waṭanī al-Dīmuqrāṭī) は、民主フォーラムと同様に商人層を基盤とするが、左派のイデオロギーはないといわれる [保坂 2005: 96]。

つぎに、1980年代以来、議会において勢力を拡大させてきたイスラーム主義勢力についてみていきたい。現在、政治組織として議会に代表者を送り出しているのは、以下4つの組織である。第1に、クウェートで最も大きなイスラーム主義勢力であるイスラーム立憲運動 (al-Ḥaraka al-Dustūrīya al-Islāmīya) は、エジプトに本部のあるムスリム同胞団のクウェート支部として、1960年代から活動を始めた。草の根の活動を展開しつつ、1980年代以降は政治勢力としても台頭し、現在では選挙のたびに議会に候補者を送りだしている。第2に、イスラーム遺産復興協会 (Jam'īya Ihya' al-Turāth al-Islāmī) は1981年に設立された組織である。同組織は、クルアーンの勉強会やスポーツ活動などを主催する一方で、政治組織としての活動も展開し、議会に代表者を送り出してきた。第3に、2004年に同組織から分裂した組織として、科学的サラフィー運動 (al-Ḥaraka al-Salafiya) がある。両組織とも、クウェートでは通称サラフィーとして知られている。第4は、シーア派のイスラーム主義組織であるイスラーム国民連合 (al-Tajammu' al-Waṭanī al-Islāmī) である。クウェートでは20世紀の初頭から、いくつかのシーア派イスラーム組織が存在していたが、これらは必ずしも政治的活動には関わっていなかった。シーア派イスラーム組織が明確に政治組織として活動し始めたのは、1979年のイラン革命の影響下であったといわれる [Ismael 2001: 342]。様々な組織が形成、解散、再編され、今日シーア派イスラーム組織として政治活動を行っているのが同組織である。

最後に、クウェート議会におけるもうひとつの重要な政治勢力である部族勢力についてみてみよう。部族系といわれる議員は自らの所属する部族の支持を受けて出馬し、その利益を代表する。候補者の支援は組織化されており、同一の部族から何人も候補者が出て票が割れないよう、あらかじめ予備選挙を行うのが慣例となっている。ここでは、同じ部族に所属する有権者を動員し、確実に候補者を当選させるという手法がとられている。この予備選挙は1998年に法律で禁止されたものの、現在でも公然と行われている [保坂 2005: 99; Tétreault 2000: 223]。

以上で挙げた政治勢力は、国民の意思を政治に反映させるための媒体として、議会制度の登場以

17) なお、ここでいう「部族」とは、近代国家の整備がはじまる1930年代以降に定住したと思われる諸部族を指している [中東協力センター 1984]。

来今日に至るまで機能し、議会政治を下から支えてきたといえる。

これら3つの勢力をみると、第1の商人を基盤とする勢力は、第1節で概観したように、首長に対抗して歴史的に議会を要求してきた勢力を継承していることがわかる。第2に、クウェートにおけるイスラーム主義勢力の台頭は、[小杉 2006] が指摘するように、イスラーム市民社会を再構築する運動として捉えることが可能である。クウェートのイスラーム主義組織は、20世紀半ば以降における草の根レベルの社会活動を経て、1980年代以降政治勢力として台頭した。その後、イスラーム主義勢力は拡大を続け、現在では議会において大きな力を有している。

第3の勢力である部族は、20世紀の初頭に遊牧生活を送っていた諸部族から構成されている。彼らは、サバーフ家と部族的主従関係を結びつつも [保坂 1998: 60]、実質的に自律した社会を維持してきた。それが、石油時代の到来によって大きく変容した。クウェートの独立以降、彼らは市民権を獲得し、定住化も進行した。しかし、部族は消滅するのではなく、現代の政治的・社会的状況に適合して変化し、自律的な市民社会ないしはその初期段階を形成していると考えられる。たとえば既述の予備選挙にしても、必ずしも部族長による押し付けや、有権者の自由の抑圧と見ることはできない。有権者が自らの部族の候補者に投票するのは、それによって経済的・政治的な利益を得ることができるからである。部族的なネットワークの役割は近代化の過程において変容し、現在では民主化の過程に積極的に参加しているのである。

また、部族意識は、近代化以降に定住した諸部族だけに特有のものではない。定住民も起源をたどれば遊牧部族民であり、当然のことながら部族的・血縁的系譜を持っている [保坂 1998: 57-58]。近代以前より、商人層は一族を基礎として経済活動を行ってきた。そのため、現在でもいくつかの有力な商人一族が存在し、経営も一族によって担われている。すなわち、クウェートの市民社会と部族的ネットワークは、従来から相互に関連し、共存してきたのである。

このように、イスラーム主義勢力や部族勢力は、議会政治において大きな役割を担ってきた。そうであるのならば、先行研究でみられるように、イスラームや部族を民主化に反する要素と捉えることは、実態と乖離していると言わざるを得ない。イスラーム市民社会論は、伝統的な諸要素が変容・再構築されることで現代における市民社会の役割を果たしうる、と論じる。クウェートにおけるイスラーム主義勢力や部族勢力をそのような観点からみるならば、民主化に対する阻害要因として捉える必要はなくなるであろう。

イスラーム市民社会という概念を採用せずに、従来の市民社会の枠内でイスラームや部族を市民社会論にとりいれようという立場もある。ノートンが編集した『中東における市民社会』所収の [Ibrahim 1995] は、その一例である¹⁸⁾。イブラーヒームは、市民社会を「非国家行為体ないしは非政府組織、すなわち政党、労働組合、職業団体、地域共同体のための協会、その他の利益団体」と定義する [Ibrahim 1995: 7]。そして、政治的な多元性を受け入れ、他者への寛容を持つものならば、宗教に基づく政党であれ部族であれ、市民社会の範疇に含めている [Ibrahim 1995: 52]。また、上記の条件を満たしている限り、宗教団体や部族集団を取入れることによって、市民社会の民主的側面が損なわれることはないという立場である。

同じく同書の中に収められた [Crystal 1996] も、イブラーヒームと同様に、イスラームや部族集団を含めてクウェートの市民社会を論じている。彼は市民社会における諸組織を、経済的組織・社会的組織・政治的組織というカテゴリーに分けて分析している [Crystal 1996]。経済的組織には、産業別の同業者集団や、新中間層などが含まれ、社会的組織としては、部族集団や女性組織、若い

18) また、アラブ知識人にみられる市民社会の捉え方にもこのような潮流が存在する [al-Sayyid 1995]。

世代によって結成された社会組織が挙げられている。これらの組織のもつ経済的・社会的影響力は、時に政治的影響力に変換される。そして、議会制度のもとで市民の政治参加のための媒体となり、より広い政治参加と政府のアカウンタビリティを要求する力として、重要な役割を果たしてきたと論じる。クリスタルは、これまで社会的組織への注目が十分になされてこなかったことを指摘し、湾岸諸国ではこれらの組織がきわめて重要であると述べている [Crystal 1996: 285]。

部族を市民社会に加えようとする見解は、ガルユーンにもみられる。彼によると、イエメンにおける部族は、選挙活動において組織化され、また生産における分業体制の基盤となっており、最も古くからある市民社会の組織であると主張している [al-Sayyid 1995: 137]。

また、市民社会論に立脚してクウェートの現状を批判する考え方もある。たとえば [Ismael 2001] は、市民社会を個人による自由な結社の空間として捉える立場から、クウェートの国家－社会関係を分析する。イスマイルによると、近代国家が成立する以前のイスラーム社会では、自由な経済活動や、政府に対して自立性を有した社会的慣行が営まれていたという。それが近代に入り、クウェートに強力な国家が成立したことによって、かつては社会によって担われていた領域への国家の介入が見られるようになった。さらに、この近代国家は抑圧的な性格を有しており、市民社会の発展を著しく制約してきたという。そのため、20世紀後半以降に様々な社会組織が形成されてきたとはいえ、現代におけるクウェートの市民社会は脆弱であると結論づけている。

また、イスマイルは政治的部族主義が専制体制をもたらしたと述べ [Ismael 2001: 339]、部族主義を、市民社会の発展を阻害するものと捉えている¹⁹⁾。この場合の部族主義は、むしろサバーフ家の統治基盤を支えるものとして位置づけられる。また、イスラーム主義勢力については、政治的イスラーム(イスラーム立憲運動とシーア派イスラーム組織)とサラフィー主義に分けて論じる。そして、政治的イスラームについては市民社会の発展を示すものと捉えているのに対し、サラフィー主義組織は、民主化、市民社会、女性の地位向上を阻害すると指摘している [Ismael 2001: 343]。イスマイルは、抑圧的な国家が市民社会の発展を阻害しているという認識に立ち、体制と結びついた部族主義、サワード家と深い関係をもつサラフィー主義運動を批判しているのである。

近代以前には自立的／自律的な生活をしてきた人々が、近代以降に国家の支配下に置かれたというイスマイルの分析に対しては賛成することができる。また、部族的要素が、国家体制を支える面を持っているのも確かであろう。しかし、イスマイルは部族的要素が市民社会の発展を阻害する側面のみ注目し、イスラーム主義勢力に対する評価も、その観点から二分する立場をとっていることには問題があらう。

クウェートの政治・社会を分析するにあたり、市民社会をこのような定義で用いることの限界性はすでに明らかであろう。近代西洋における市民社会論はこれまで、政治体制としてのリベラル・デモクラシーと対をなして論じられてきた経緯がある。しかし、クウェートの政治体制の基盤には、リベラル・デモクラシーとは異なる論理や概念がある。クウェートの憲法(第6条)によると、クウェートの政治体制は民主主義であると規定しているが、主権はウンマ(共同体)にあるとされ、この中には国民一般のみならず統治者も含まれている。つまり、クウェートの統治原理は西洋で発

19) 同書は、[Naqeeb 1987] やクウェート人の政治学者であるナフィースィーへのインタビューを引用しながら、部族主義を民主化阻害要因として扱っている。その一方で、部族主義そのものが民主主義と対立するののかについて、以下の点においては少し異なる見解を示している。すなわち、19世紀末までの部族的支配は、主な部族長間の合意を重視する寡頭制であり、首長の位も彼らの合意の上に決定されることになっていたが、20世紀以降の英の介入によって首長位が世襲になったと論じている [Ismael 2001: 344-345]。ここでは、抑圧的な近代国家を形成した要因としてのイギリス(冷戦終結後はアメリカ)の果たした役割が重視されており、本来の部族主義はより民主的であったという含意も読み取れる。ただし上記以外の箇所では、部族主義(「伝統的慣習」といった表現が用いられる箇所もある)を民主化や市民社会の発展を阻害するものと捉えている。

展したようなリベラル・デモクラシーではなく、国民主権の概念とイスラームの正当性を折衷する型をとっているのである [小杉 1994: 237]。また、近代西洋における市民社会論が自律的な個人から構成されるのは、リベラル・デモクラシーにおける主権が個人からなる国民によって構成されているのに対応している。しかし、このような市民社会論を前提にした場合、クウェートの社会や政治は、「自律的な個人」という近代民主主義の基盤を欠いているという結論にならざるをえない。

4. 女性問題をめぐる検討

つぎに、女性の政治参加をめぐる問題を検討してみよう。この問題は、クウェートの民主化における重要な争点のひとつである。従来の議論では、女性に参政権が認められていないことがクウェートの民主化における最大の課題とみなされていた。イスラーム、部族との関連でいえば、これらの伝統的な慣習が女性の地位向上を阻んでいると捉えられてきた。リッツォは、『イスラーム、民主化と女性の地位——クウェートの事例』の中で、従来の見解に疑問を投げかけている [Rizzo 2005]。

女性の地位に関するイスラームの教えをみると、男女平等に立脚したものと、男女の差異を述べたものの両側面がある。クウェートにおける女性組織の間でも、女性の参政権をめぐる異なる見解が存在している。リッツォは複数の女性組織を取り上げ、職業組合を基盤とする組織と、主に慈善活動のために組織されたサービス組織に分類する。同書の分析によると、職業組織は、女性の参政権を主張し、さらに女性の地位をめぐる社会秩序の根本的変革を要求する。それに対し、サービス組織の活動は、女性の教育や財政的援助が中心であって、女性の参政権や社会秩序の変革を要求するものではない。そして、イスラーム系の組織は後者に属する傾向にあると指摘している。ここまでは、イスラームと女性の地位に関する従来の見解とほぼ一致している。

しかし、サービス組織に分類できるイスラーム立憲運動の女性組織は、女性の参政権に賛成しているという。同組織は、女性の参政権はイスラーム法で禁じられておらず、イスラームと全く抵触しないと捉えている [Rizzo 2004: 52]。また別の事例として、シーア派の宗教活動家が職業組織に所属し、女性の参政権を要求する様子も報告されている。さらに、各組織の参加者をみると、サービス組織と職業組織の両者に所属しているケースが多い。

また、クウェートにおける女性の地位向上要求運動は、西洋におけるフェミニズム運動とは異なっている。西洋では、個人の権利という観点から女性の地位向上が問題となる。しかしクウェートのイスラーム系組織は、イスラーム社会の建設によって女性の地位もよりよいものとなると考えているのである [Rizzo 2004: 91]。結論として、イスラームが女性の地位向上や民主化を阻害しているのではなく、独自の形態で女性の権利を守ろうとしていること、そして、それは必ずしも民主化と敵対関係にはないことなどが明らかにされている。

実際の政治動向に目を向けると、2005年には女性の参政権が議会で認められた。イスラーム主義勢力の諸議員もこれに賛成したという事実は、イスラームが政治参加を阻むという従来の議論を無効にした。

ここではさらに、女性問題をイスラーム市民社会論の観点から考えてみたい。従来の研究では、クウェートの女性は抑圧されているということが前提とされてきた。しかし、筆者はこの見解には懐疑的である。確かに、男性と女性には別の社会的役割が与えられ、女性の行動にはいくつかの規制がかけられている。しかし、それは男性についても言えることである。クウェート社会では、男性の入れない空間や女性だけに認められた権利が存在する。たとえば、女性は結婚の際、受け取る

結納金の額を記入し、結婚生活における様々な条件を契約書に記すことができる。たとえ離婚しても、一度受け取った結納金を返す必要はない。また、イスラーム法では相続についての規定があり、女性の財産相続が保障されている。したがって、離婚後も一人で生計を立てることが可能なのである。ここで取り上げたのは一例に過ぎないが、クウェート社会において、女性だけに与えられた権利は数多く存在する。このように、男性と女性が質的に異なるとみなされることは、女性が抑圧されていることとは別と考えるべきであろう。

個人主義に立脚する男女平等論から、クウェートにおける男女間の区別を差別的あるいは非民主的であると予断を持ってみることは、当該社会の実態を探求しようとする地域研究の観点からは、容易に賛成することはできない。今後は、このような認識のもとに、女性の政治参加についてイスラーム市民社会の構築という視点から考えてみる必要がある。

石油時代の到来によって、女性をとりまく環境は大きく変化した。クリスタルによると、真珠・造船業が盛んであった時代には、女性は家庭内において強い力を有していた。男性はしばしば長期間海へと出かけ、その間、女性は家の中で強い権限と自律性を有していたという。しかし現代に入り、家庭において、家事や子供の世話のために外国人労働者を雇うことが一般的となるにつれて、家庭内における女性の自律性が低下した [Crystal 1996: 270]。また、高等教育の普及と共に、多くの若者（そのほとんどが男性）が留学するようになると、外国人女性と結婚する男性が増加した。それによって、国内では未婚女性が増えたという [Crystal 1996]。さらに、近代における民主化によって、特定の階層ではなく国民男子一般に選挙権が与えられたことは、同時に、それを持たない女性の「劣位」を生み出した。

クリスタルは、近代化の過程で生じた女性の自律性の低下に対して、女性による地位向上運動が展開されたと指摘している。たとえば 1971 年には、家族推進協会が女性の参政権を求めてロビー活動を展開した。また 1984 年には、一万人の女性市民が参政権拡大を求める署名を行なった [Crystal 1996: 271]。これらの運動は、女性の自律性を回復する試みとして捉えることができる。もちろん、このような状況の背景にあるのは、近代化がもたらした負の側面だけではない。公教育の普及、家事からの解放が、女性の就労や社会参加を促したことを忘れてはならない。すなわち、近代における政治・社会的変化は、女性の地位それ自体を変化させたのである。したがって、女性の地位向上も現代に沿った形で展開され、女性の自律性を回復する動きは、多様な形態をとって現れる。たとえば、女性の政治参加要求はその一例である。他方でリッツォが指摘しているように、よりよいイスラーム社会の実現によってそれを成し遂げようとする人々もいる。このような視点からみると、従来の女性問題に対する理解、すなわち、イスラームが民主化を阻害している例として女性問題を捉える視点とは、全く異なった理解が可能となるのである。

5. 展望

これまで、クウェートの民主化をめぐる議論の問題点を抽出し、イスラーム市民社会論の可能性について論じてきた。これまでの民主化論、市民社会論、あるいは国家制度を論じる研究はいずれも方法論的な限界を持っており、クウェート議会において重要なイスラーム主義勢力および部族勢力、ひいてはクウェート社会の主要な要素であるイスラームおよび部族を、的確に位置づけられていない。また、女性問題についてもそのようなバイアスが働き、必ずしも実態に即した分析がなされてこなかった。

方法論としてのイスラーム市民社会論は、これまでの研究における問題点に対して新たな可能性

を提示する。すなわち、イスラームや部族を近代に対抗するものとして捉えるのではなく、むしろ、現代におけるクウェートの政治・経済・社会変容に対応し、独自の近代社会を構成するものとして捉えるのである。これによって、クウェート政治の動態を、社会との関係性を踏まえたうえでより的確に捉えることができるのではないだろうか。

クウェートにおけるイスラーム市民社会は、石油時代の到来と議会政治の発展によって、次第に形成されているものと考えることができる。それに伴って、イスラームや部族的ネットワークのあり方、女性の地位をめぐる見解も、現代に即したものと変容していく過程にある。そのような方法論的視座に基づいて、実証的な調査・分析を行なっていくことが今後の課題であるといえよう。

参考文献

- ギデンズ, アンソニー 1993 『近代とはいかなる時代か?—モダニティの帰結』(松尾精分・小幡正敏訳) 而立書房.
- 小杉泰 1994 『現代中東とイスラーム政治』 昭和堂.
- 2005 「民主化と安定に向けて——イラク戦争後の湾岸」 日本国際問題研究所(編) 『湾岸アラブと民主主義——イラク戦争後の眺望』 日本評論社, pp. 1-17.
- 2006 『現代イスラーム世界論』 名古屋大学出版会.
- 中東協力センター 1984 『アラビア半島の諸部族の現状——サウジアラビアを中心に』 中東協力センター.
- 保坂修司 1998 「クウェートの民主主義——国民議会の展開」 日本国際問題研究所(編) 『中東・イスラーム世界の国家体制と民主化』 日本国際問題研究所, pp. 48-76.
- 2005 「クウェートの民主主義——発展と課題」 日本国際問題研究所(編) 『湾岸アラブと民主主義——イラク戦争後の眺望』 日本評論社, pp. 91-114.
- 松尾昌樹 2004 「レンティア国家論と湾岸諸国の「民主化」」 『現代の中東』 37, pp. 19-31.
- Aarts, P. 1992. "Democracy, Oil, and the Gulf War," *Third World Quarterly* 13 (3), pp. 523-538.
- Arendt, H. 1959. *The Human Condition: A Study of the Central Dilemmas Facing Modern Man*. Garden City, New York: Doubleday Anchor.
- Beblawi, H. and G. Luciani, eds., 1987. *The Rentier State*. London: Croom Helm.
- Bromly, S. 1994. *Rethinking Middle East politics*. Austin: University of Texas Press.
- Brynen, R. et al. 1995. "Introduction: Theoretical Perspective on Arab Liberalization and Democratization." in R. Brynen et al. eds., *Political Liberalization and Democratization in the Arab World*, Boulder: Lynne Rienner, vol. 1, pp. 3-27.
- Crystal, J. 1990. *Oil and Politics in the Gulf: Rulers and Merchants in Kuwait and Qatar*. New York: Cambridge University Press.
- . 1996. "Civil Society in the Arabian Gulf," in A. Norton ed. *Civil Society in the Middle East*. New York: Brill.
- al-Dekhayel, A. 2000. *Kuwait: oil, state and political Legitimation*. Reading: Ithaca Press.
- al-Ebraheem, H. 1975. *Kuwait: A Political Study*. Kuwait: Kuwait University.
- Halpern, M. 1963. *The Politics of Social Change in the Middle East and North Africa*. Princeton: Princeton University Press.

- Harik, I. 2006. "Democracy, "Arab Exceptionalism", and Social Science," *The Middle East Journal* 60 (4), pp. 664-684.
- Herb, M. 1999. *All in the Family: Absolutism, Revolution, and Democracy in the Middle Eastern Monarchies*. State University of New York Press.
- . 2004. "Princes and Parliaments in the Arab World," *The Middle East Journal* 58 (3), pp. 367-384.
- Hudson, M. 1991. "After the Gulf War: Prospects for Democratization in the Arab World," *Middle East Journal* 45 (3), pp. 407-426.
- Ibrahim, S. 1995. "Civil Society and Prospects for Democratization in the Arab World," in A. Norton ed. *Civil Society in the Middle Middle East*. New York: Brill.
- Ismael, J. 1993. *Kuwait: Dependency and Class in a Rentier State*. Gainesville: University Press of Florida.
- Ismael, T. 2001. *Middle East Politics Today: Government and Civil Society*. Gainesville: University Press of Florida.
- Kedourie, E. 1994. *Democracy and Arab Political Culture*. London: Frank Cass.
- Lewis, B. 1993. "Islam and Liberal Democracy," *Atlantic Monthly* 271, pp. 89-94.
- Nonneman, G. 2006. "Political Reform in the Gulf Monarchies: From Liberalisation to Democratisation? A Comparative Perspective," *Durham Middle East Papers* 80, pp. 1-37.
- Norton, A. ed. 1995. *Civil Society in the Middle East*. New York: Brill.
- Okruhlik, G. 1999. "Rentier Wealth, Unruly Law, and the Rise of Opposition: The Political Economy of Oil State," *Comparative Politics* 31 (3), pp.295-315.
- Rizzo, H. 2005. *Islam, Democracy, and the Status of Women: The Case of Kuwait*. New York: Routledge.
- Salamé, G. ed. 1994. *Democracy Without Democrats?: The Renewal of Politics in the Muslim World*. London: I. B. Tauris.
- Sharabi, H. 1988. *Neopatriarchy: A Theory of Distorted Change in Arab Society*. New York: Oxford University Press.
- Tétreault, M. 2000. *Stories of Democracy: Politics and Society in Contemporary Kuwait*. New York: Columbia University Press.
- Freedom House. 2007. <http://www.freedomhouse.org/template.cfm?page=363&year=2007&country=7209>
(11月1日閲覧)